



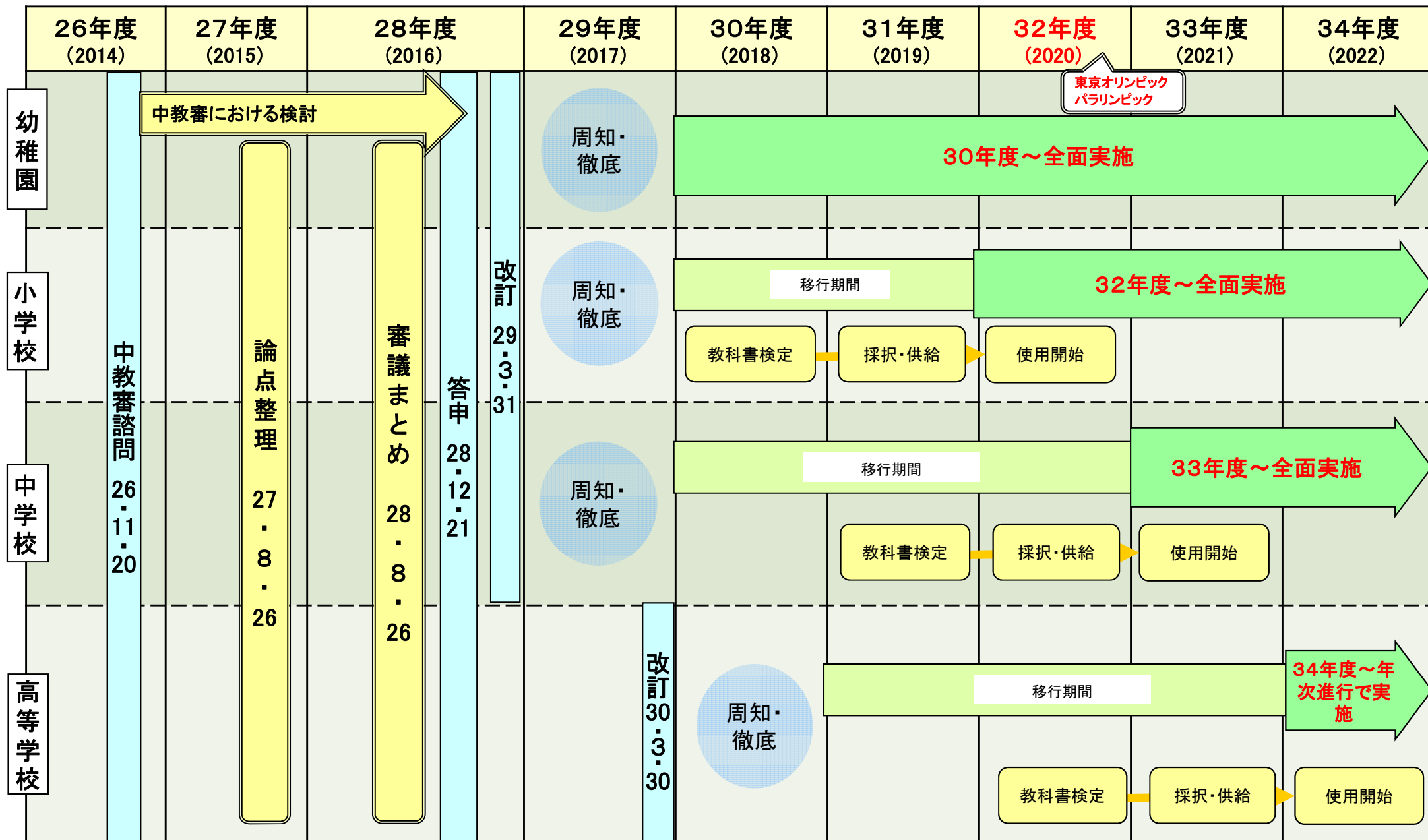
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

新学習指導要領について

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

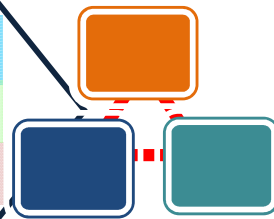
学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

- (例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、
(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、
③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔 語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など 〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**

主体的な学び
対話的な学び

深い学び



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
 - ※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

現代的諸課題への対応

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)
- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

小学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	<u>35</u>	<u>35</u>	-	-	<u>70</u>
<u>外国語</u>	-	-	-	-	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>140</u>
合計	850	910	<u>980</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>5785</u>

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

中学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を利用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

外国語教育の抜本的強化のイメージ

CEFR

B2

(英検準1級)

B1

(英検2級)

A2

(英検準2級)

A1

(英検3級
~5級)

現状

- ・学年が上がるにつれて意欲に課題
- ・学校種間の接続が不十分

改善・充実

新たな外国語教育

「何が出来るようになるか」という観点から、国際基準(CEFR※)を参考に、**小・中・高等学校を通じた5つの領域(「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」)別の目標を設定**



※CEFR: 欧州評議会 (Council of Europe) が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

情報活用能力の育成

- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は平成32年(2020年)度、中学校は平成33年(2021年)度から全面実施。高等学校は平成34年(2022年)度から学年進行で実施。

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け**

総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。【総則】

- **学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮**

総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することを明記。【総則】

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成**

各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】

- **中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実**

「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科（技術分野）】

- **高等学校においては、情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習**
「情報Ⅰ」に加え、選択科目「情報Ⅱ」を開設。「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】

学校のICT環境整備は自治体の喫緊の課題

学習指導要領の改訂

小・中：2017年3月
高：2018年3月

新学習指導要領では、

- ① 小学校においてプログラミング教育を必修化するなど、**情報活用能力**を言語能力等と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付けるとともに、
- ② **学校においてICT環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図る**ことが明記。

⇒ 今後の学習活動においては、**積極的なICT活用が必須**。

- 平成29年（2017年）3月に小学校及び中学校、平成30年（2018年）3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は平成32年（2020年）度、中学校は平成33年（2021年）度から全面実施。高等学校は平成34年（2022年）度から学年進行で実施。

整備方針の策定

（2017年12月）

財源の保障

（2018～2022年度）

このため、国においては、

- ① 新学習指導要領の実施を見据え、**学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境についての整備方針を策定**し、全ての教育委員会に通知（2017年12月）（**学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備、無線LANの普通教室への100%整備**等）
- ② 当該整備方針を踏まえた、**環境整備5か年計画（2018～2022年度）**に基づき、**単年度1,805億円の地方財政措置**として財源を保障。

- 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成28年度）〔速報値〕及び平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について（通知）」（2017年12月26日付通知29文科生第607号）
- 「平成30年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）及び文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について」（2018年2月15日付事務連絡）

各自治体においては、2020年度からの新学習指導要領の全面実施に向け、上記の整備方針及び地方財政措置を踏まえて、学校のICT環境整備に係る経費を予算化し、整備を進めていくことが喫緊の課題です！！

○幼稚園教育要領

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)

・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。

- 具体的な取組の工夫として、例えば以下のようなことが考えられる。
 - ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部の会議等の合同開催などの機会を通して、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ・ 校長・教頭等の管理職が集まる機会を用いて、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ・ 教職員による合同研修会を開催し、当該中学校区内で9年間を通じて育成を目指す資質・能力との関係から、各教科等、各学年の指導の在り方を考えるなど、学習指導の改善を図ること。
 - ・ 同一中学校区内の小・中学校のPTA代表が集まる場や、各小・中学校のPTA総会の場等において、同一中学校区内の小・中学校の取組の共有や、保護者間の連携・交流を深めること。

(略)

- 新しい教育課程においては、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「高等学校卒業の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、各学校段階で育成を目指す資質・能力を相互につないでいくことが求められる。義務教育を行う最後の教育機関としての役割を担う中学校においては、小学校6年間の学びを中学校での学びにつなげ、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を一層重視していくことが求められる。

スタートカリキュラムの概念図

小学校低学年

スタートカリキュラム

スタートカリキュラムの実施により、幼児期の学びからの円滑な接続が図られ、児童が安心して小学校生活をスタートすることができる。また、幼児期からの学びを生かした指導が可能となり、児童が自信や意欲をもって活動し、よりよく成長していくことが期待される。

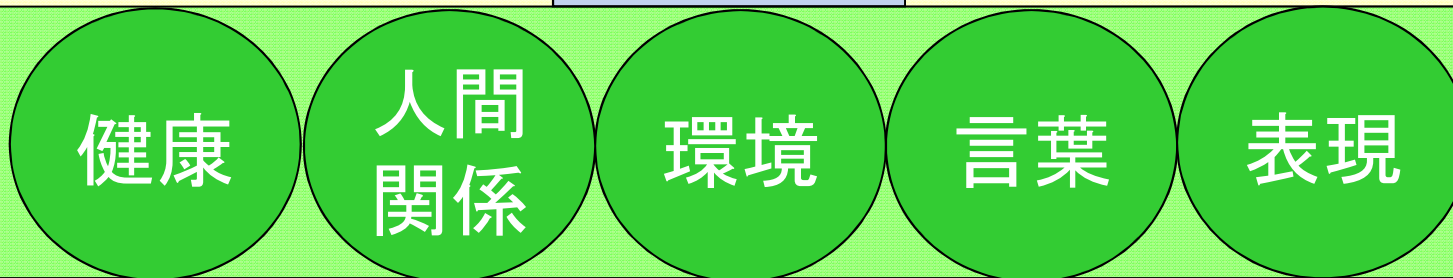


幼児教育

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿

健康な心と体	自立心	協同性	道徳性・規範意識の芽生え	社会生活との関わり
思考力の芽生え	自然との関わり・生命尊重	数量や図形、 標識 や文字などへの関心・感覚	言葉による伝え合い	豊かな感性と表現

5領域



小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下の通り、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、**個別の教育支援計画を作成、活用**に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、**個別の指導計画を作成、活用**に努める。特に、**特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画を**全員作成**。
- **各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。**
- **障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。**

上記のほか、中央教育審議会答申（平成28年12月）において次の点を提言。

- **高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）**に当たり、通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」（小・中学校で週1時間）を「**特別の教科 道徳**」（「**道徳科**」）（引き続き週1時間）として**新たに位置付ける**（平成27年3月27日）

【特別の教科】

道徳は、**学級担任が担当**することが望ましいと考えられること、**数値などによる評価はなじまない**と考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ❑ 道徳科に**検定教科書を導入**
- ❑ 内容について、**いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善**
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ❑ **問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫**
- ❑ 数値評価ではなく、**児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）**
指導要録の様式例は示すが、内申書には記載せず、**中学校・高等学校の入学者選抜に使用しない**

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第6次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた 不断の資質向上

ベテラン段階

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

中堅段階

- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実

1～数年目

- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

現職研修改革

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
- ・学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教員としての資質の向上に関する「指標」 ← 都道府県が策定

「指標」の策定に関する指針 ← 国が大綱的に提示

教特法等の改正により措置済 (平成29年4月1日施行)

法改正済：教特法、免許法、教員研修センター法

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長のリーダーシップの下 学校を運営

校長

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

校長のマネジメントを支える

※共同学校事務室により学校の事務を効率化

地方教育行政法の改正により措置済 (平成29年4月1日施行)

学校教育法の改正により措置済 (平成29年4月1日施行)

社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るとい目標のもと 教育課程を介して地域社会とつながる学校

授業等の学習指導 生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング いじめ被害者の心のケア 等

子供へのカウンセリング等に基づくアドバイス 校内研修の実施 等

困窮家庭への福祉機関の紹介 保護者の就労支援に係る助言 等

事務職員 ⇒職務の明確化

保護者

子供

教員をバックアップする多様なスタッフ

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・地域連携の中核を担う教職員

学校教育法施行規則の改正により措置済 (平成29年4月1日施行)

法改正済：学校教育法、地方教育行政法

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

学校運営協議会

⇒努力義務化

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

地方教育行政法の改正により措置済 (平成29年4月1日施行)

法改正済：地方教育行政法

地域学校協働本部

保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生

次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域学校協働活動推進員 ⇒役割等の明確化

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

社会教育法の改正により措置済 (平成29年4月1日施行)

法改正済：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実 法改正済：義務標準法等

- ・ 障害に応じた特別の指導(通級による指導)、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修、少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(義務標準法の改正)
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示(義務標準法の改正)

教員勤務実態調査（平成28年度）集計【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32

土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※「土日」については、土日の業務記録のうち、「勤務日」と回答した者を除いたものである。なお、平成28年度の小学校教員のうち734人（10.4%）、中学校教員のうち911人（11.2%）が、土曜日が勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	54:59	52:19	+2:40	55:57	53:23	+2:34
副校長・教頭	63:34	59:05	+4:29	63:36	61:09	+2:27
教諭	57:25	53:16	+4:09	63:18	58:06	+5:12

※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付 事務次官通知）【概要】

○文部科学省として取り組む「学校における働き方改革に関する緊急対策」について周知するとともに、学校における働き方を見直し、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、授業や授業準備、研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うため、**各教育委員会等における取組（中教審「中間まとめ」で取り組むべきとされた方策）の徹底**を呼びかけるもの。

※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 学校における業務改善について

(1)業務の役割分担・適正化のために教育委員会が取り組むべき方策について

①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ

目標設定、PDCAサイクルの構築、業務実施の統一的な方針の策定等

②事務職員の校務運営への参画の推進

研修の実施、共同学校事務室の活用、庶務事務システムの導入等

③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフの研修、人員確保等

④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築

法的アドバイス、トラブル時の対応支援等

⑤業務の管理・調整を図る体制の構築

業務量について俯瞰し、業務を付加する際には調整を図る体制の構築

⑥関係機関との連携・協力体制の構築

教委主導による福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築

⑦学校・家庭・地域の連携の促進

コミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動の推進等

⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進

校務支援システムの導入、教材の共有化、都道府県単位の取組等

⑨研修の適正化

重複した内容の整理・精選、報告書の簡素化、時期の工夫等

⑩各種研究事業等の適正化

研究テーマの精選、報告書の形式の工夫等

⑪教育委員会事務局の体制整備

教育委員会における業務の適正化、首長部局との連携等

⑫授業時数の設定等における配慮

教育課程の編成・実施の際の働き方改革への配慮

⑬各学校における業務改善の取組の促進

各学校の業務の可視化、経営方針の明確化、管理職の着実なマネジメント等、各学校における業務改善の取組の促進・支援

(2) 個別業務の役割分担及び適正化について

- 「中間まとめ」で示された考え方を踏まえ、下記の点に留意しつつ、下記個別業務の役割分担及び適正化を図ること。
- 下記個別業務の他、各学校や地域の状況、教育目標・教育課程に応じて発生する業務については、下記個別業務の整理を踏まえ、サービス監督権者である教育委員会において、その受皿の整備・確保を進めつつ、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討を行うこと。

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応 学校・関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 学校・警察等関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理 銀行振込・口座引落、教育委員会事務局や首長部局による徴収・管理の実施等</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整 学校側の窓口としての地域連携担当教職員を校務分掌上位置づけることの促進等</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、研究事業の精査・精選、民間団体からの依頼に対する対応の精選等</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 地域人材等の参画・協力、輪番による負担軽減等の取組の実施</p> <p>⑦校内清掃 回数・範囲の合理的設定、地域人材等の参画・協力、輪番による指導の負担軽減等の取組の実施</p> <p>⑧部活動 部活動指導員等の積極的参画、部活動数の適正化、地域クラブ等との連携、活動時間や休養日の基準設定、入試における評価の見直し、人事配置等における評価の見直し等</p>	<p>⑨給食時の対応 学級担任と栄養教諭等との連携、ランチルームでの一斉給食、地域人材等の参画等の工夫の実施等</p> <p>⑩授業準備 サポートスタッフの積極的参画、ICTを活用した教材・指導案の共有化等</p> <p>⑪学習評価や成績処理 補助的業務へのサポートスタッフの積極的参画、ICTの活用等</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 民間委託、外部人材の参画、行事の精選、授業時数に含めることの検討等</p> <p>⑬進路指導 外部人材等の参画・協力、検定試験等の民間委託、書類の簡素化等</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的人材の積極的参画、法的相談を受けるスクールロイヤー等の配置等</p>

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

- ・業務適正化等の観点から、計画の統合も含め真に効果的な計画作成の推進
- ・個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
- ・計画等の整理・合理化，PDCAサイクルで活用されやすい計画等のひな形の提示
- ・新たな課題に対する、既存の各種計画の見直しの範囲内での対応
- ・校内の委員会等について、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用の徹底

等

2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

- ・厚生労働省のガイドラインを踏まえた教師の勤務時間管理の徹底
- ・ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- ・登下校，部活動，学校の諸会議等の適切な時間設定、休憩時間の確保
- ・通常の勤務時間外に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合の、勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- ・緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備
- ・一定期間の学校閉庁日の設定
- ・学校運営協議会の場等の活用による，保護者や地域の理解促進と必要な要請の実施

等

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

- ・管理職のマネジメント能力を養成する研修の実施、管理職登用の際のマネジメント能力の適正評価
- ・学校の教職員全体に対する、働き方に関する必要な研修の実施
- ・学校の重点目標や経営方針への教職員の働き方に関する視点の導入，人事評価の活用
- ・学校評価への業務改善や教職員の働き方に関する項目の導入、第三者評価の積極的検討
- ・教育委員会の自己点検・評価における学校における業務改善の観点の導入

等

※これらのほか、今後の対応に当たっては、「中間まとめ」及び「緊急対策」を参考とすること。

※文部科学省としても、各教育委員会の取組状況について定期的にフォローアップを実施。



独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター

独立行政法人教職員支援機構（前 教員研修センター）次世代教育推進センターでは「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」を実施しています。このプロジェクトは、新たな学びの指導方法等について、関係機関等の協力を得ながら、各都道府県における中核的指導者となる教員を育成するとともに、教員の指導力向上のための研修プログラムモデルを構築することを目的としています（平成27～29年度）。これらの成果は、セミナーにおいて公表しています。

- 平成27年度
1会場 641名
- 平成28年度
全国 12会場 1,786名
- 平成29年度

全国20会場

- (内 容)
- 講義：
「新学習指導要領について(仮題)」
 - 発表・演習：
「教員の資質能力向上のための研修プログラムモデル(仮題)」
 - 実践発表：
「実践フィールド校の取組(仮題)」

会場(開催地)	開催日	セミナー会場
香川会場	平成29年 5月19日(金)	高松テルサ(高松市)
三重会場	平成29年 6月30日(金)	三重県総合教育センター(津市)
佐賀会場	平成29年 7月27日(木)	ロイヤルチェスター佐賀(佐賀市)
島根会場	平成29年 8月 1日(火)	島根県立産業交流会館(松江市)
東京会場	平成29年 8月 2日(水)	東京都教職員研修センター(東京都)
長野会場	平成29年 8月 4日(金)	長野県総合教育センター(塩尻市)
鹿児島会場	平成29年 8月 9日(水)	かごしま県民交流センター(鹿児島市)
岡山会場	平成29年 8月16日(水)	ピュアリティまきび(岡山市)
奈良会場	平成29年 8月18日(金)	ホテル日航奈良(奈良市)
福岡会場	平成29年 8月23日(水)	JR博多シティ(福岡市)
高知会場	平成29年 8月25日(金)	サンピア・シリーズ(高知市)
北海道会場	平成29年 8月29日(火)	北海道第二水産ビル(札幌市)
千葉会場	平成29年 8月29日(火)	千葉県総合教育センター(千葉市)
広島会場	平成29年 9月29日(金)	広島国際会議場(広島市)
和歌山会場	平成29年10月20日(金)	和歌山県自治会館(和歌山市)
山口会場	平成29年10月26日(木)	山口県健康づくりセンター(山口市)
徳島会場	平成29年10月31日(火)	徳島県教育会館 他(徳島市)
滋賀会場	平成29年11月 7日(火)	ピアザ淡海、コラボしが2 1(大津市)
秋田会場	平成29年11月17日(金)	秋田県民会館 他(秋田市)
宮城会場	平成29年12月 7日(木)	TKPガーデンシティ仙台(仙台市)

○「実践事例」の公表

*アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の事例をまとめ、ホームページにて成果公表を公開しています。

(100事例：平成29年4月時点)

授業実践事例

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善実践事例を紹介します。

ピクトグラムについて

- 当センターでは主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の質的改善をピクトグラムでイメージ化しています。
- 各実践事例のピクトグラムは、その授業で実現された主な姿を表しています。**主体的・深い学び**
- 本単元、本時におけるすべての姿を表したものではありません。
[ピクトグラムの一覧へ](#)

学校種	学年	教科等	実践事例
小学校	1年	国語科	事例の強みについて、観点を持って比べて読め
小学校	1年	算数科	図と結びつけながら、立式の根拠を説明する
小学校	1年	音楽科	身に付けた技能を活用し、音を合わせようとする力を育成したい
小学校	1年	体育科	考えを広げ、深めて課題を解決する力を育成し
小学校	2年	算数科	図、文、式を関連付けて考える力を伸ばしたい
小学校	2年	算数科	算数の用語を適切に使って説明する力を育成し
小学校	2年	生活科	地域の中で暮らしたことを、伝えたり、交流しうして表現する力を育みたい
小学校	2年	生活科	身近な物から工夫しておもちゃを作ったり、遊

学校名：安曇野市立三郷小学校
 教科等：5年算数科（平成27年10月）
 単元名：面積

対話する必然性を生み出し深い理解へ

見通しを持つ

思考を表現に置き換える

知識・技能を

実践の背景

- 学校教育目標「自ら学ぶ子ども 心豊かな子ども 明るくたくましい子ども」を模範です。一人一人の児童に確かな学力を育むため、「主体的・協働的な学び合
- 学習指導案を作成する際には「私の授業改善の課題」を明記することが決められ自身の課題を明確にしなが授業改善に取り組めるように工夫されています。
- 同じ校区の中学校との合同研修会（授業公開を含む）を開くなど、地域の子供を見つめ、小学校6年間、中学校3年間の学びをつなげようと努めています。

授業改善のアプローチ

- 算数科の研究テーマは「自分の考えを数学的に表現しながら主体的・協働的に研究」です。重点グループの教員は互いに授業を見合いながら研究を進めてきま
- 本実践の授業者は学級の児童が話し合う場面に着眼し、仲間同士で話し合いが実態を捉えました。そこで、日常の学級経営から意見を言い合える関係性の構築
- 本実践は対話を通して深い理解へ至る学習過程を改善するとともに、タブレッ

①提示された図から情報を得る

△ABCと△DBCの面積が等しい！
面積の等しくなる三角形のペアがあるよ！

②追究方法を見出す

△ABEと△DECのペアも面積が等しいと思うんですけど...

③グループで課題解決を図る

うよく説明できないな
違ってもいいけど私にも説明させて！

④学習の成果を確かめる

私が書いた説明です
もう一度、説明してみよう

図を提示した教師は「面積の等しくなる三角形のペアがあるよ」と問いかけました。子供たちは身を乗り出して図を見つめ、前時までの学習を活用して口々に予想を発言します。教師は子供たちと「△ABCと△DBCの面積が等しい」ことを共有し「底辺と高さが等しいから面積も等しくなる」という根拠を確かめ合いました。そんな中、もう一つのペアを見つけた児童が発言したくてウズウズしています。

その児童は「△ABEと△DECのペアの面積も等しい(②)」と語りました。「そうそう！」「なぜ?」。子供たちが一斉につぶやき始めます。対話する必然性が高まったと判断した教師はこのペアの面積も等しいことを告げ、子供たちと追究方法を相談しました。その結果、「個人→グループ→全体」と考えてから「最後は一人で説明できるようになる(④)」という学習の見通しを持つことができました。

グループで話し合う場面です。うまく説明できない(①)も、違う説明(②)を聞くと、全体で説明を聞き合う場面です。教師は説明する児童(③)も聞き手(④)にもなるように促しています。

○「研修プログラムモデル」の公表予定

*平成29年度までに、「研修プログラムモデル」を構築し、ホームページにて成果公表を行います。

「オンライン講座で学ぶ。校内研修シリーズ」

～ 独立行政法人教職員支援機構ウェブサイトにて配信中 ～

CONCEPT

nits 校内研修シリーズ 検索

各学校で実施する校内研修を60分と想定し、その中で活用できる**20分程度の動画**を提供します。本講義動画では、各テーマについて、基礎理論、または理論的整理と考え方の提示を行っています。

各学校の校内研修の始めに視聴し、それをふまえた演習・発表を行うことで、校内研修のさらなる充実を図り、教員の資質能力の向上を目指します。

- ・ 学校組織マネジメントⅠ
（学校の内外環境の分析）
- ・ 学校組織マネジメントⅡ
（学校ビジョンの検討）
- ・ チーム学校の実践を目指して
- ・ 新しい学習指導要領において期待される学び
- ・ 道徳教育
- ・ 学校のビジョンと戦略
- ・ キャリア教育
- ・ いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定
- ・ 学習指導要領
- ・ 総則とカリキュラムマネジメント
- ・ 教育と法Ⅰ（学習指導要領と教育課程の編成）
- ・ 教育と法Ⅱ（生徒指導）
- ・ 生徒指導
- ・ 自殺予防

※当機構ホームページ→[「研修教材」](#)ページからは、[動画視聴](#) 及び [資料\(pdf\)のダウンロード](#) が可能です。

「独立行政法人教職員支援機構」

top> 研修教材> 校内研修シリーズ <http://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善や、**障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援**のため、**必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制※）**よう、所要の措置を講ずる。

※引き続き、紙の教科書を給付。

概要

1. 学校教育法の一部改正

現在、小学校、中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならない(教科書の使用義務)こととされているところ、

- ① 小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書※の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、**教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。**

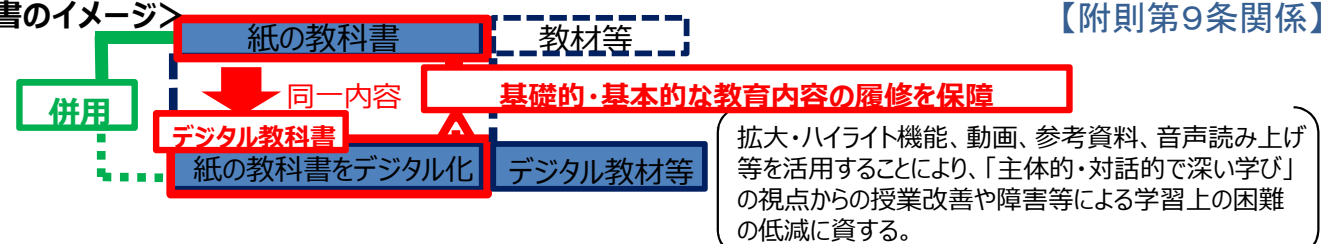
※学習指導要領を踏まえた検定基準に基づく検定に合格した図書が教科書として使用される。

ただし、**視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒**に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、**教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。**

【第34条関係】

- ② 特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする。

【附則第9条関係】



2. 著作権法の一部改正

- **通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認めるとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。**

【新設】

3. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

- 民間による教科書の発行がなく文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。

【第17条関係】

施行期日

平成31年4月1日

デジタル教科書のイメージ

< デジタル教科書 >



< デジタル教科書の導入により期待されるメリット >

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
 (例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
 総ルビ、検索、保存 等
- **デジタル教材との一体的使用**
 (例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

< 特別支援教育等における活用例 >

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

国語

本文を自由に切り取り
試行錯誤

算数

立体図形の展開／回転

外国語活動

発音を音声認識して
自動チェック

理科

理解を促進するための音声・動画

社会